

発議第1号

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和4年3月11日

別海町議会議長 西原 浩 殿

提出者 別海町議会議員 戸田 憲 悦

賛成者 同 小林 敏 之

同 今西 和 雄

同 松 壽 孝 雄

同 木 嶋 悦 寛

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議案

別海町はこれまで、北方領土問題を抱える隣接地域として、長きにわたり、経済交流や人的交流等を通じて、ロシアとのつながりを深めてきた歴史がある。

しかしながら、2月24日に開始されたロシア軍によるウクライナへの侵略は、明らかに同国の主権及び領土の一体性を侵害し、武力行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であって、断じて許されない行為である。

こうした力による一方的な現状変更は欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態であり、隣接地域である本町としても看過できるものではない。また、これまで積み上げてきた本町とロシアの関係を無にしかねない。

よって、別海町議会は、今般のロシアの侵略行為に対し強く非難するとともに、ロシア軍の攻撃停止と即時撤退及び国際法の遵守を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月11日

北海道野付郡別海町議会